

第1回運営諮問会議

1 運営諮問会議について

運営諮問会議とは、国立学校設置法に基づき、大学が社会からの意見を聴取し、社会的存在としてその責任を明らかにする必要があるという観点から、学長の諮問に応じて、大学の教育研究上の目標やそれに基づく活動状況等について、学外有識者から種々意見をいただくことを目的としており、東京工業大学においても教育研究、運営等に関する重要事項について学外有識者の意見を聞くため、国立学校設置法に基づき、平成12年4月、「東京工業大学運営諮問会議」が設置された。

【参考】東京工業大学運営諮問会議規則

2 東京工業大学運営諮問会議委員

- 会 長 遠山敦子委員（国立西洋美術館長）
副 会 長 田中郁三委員（学校法人根津育英会理事長・武蔵学園長）
大見忠弘委員（東北大学未来科学技術共同研究センター教授）
金子尚志委員（日本電気株式会社取締役相談役）
千野 孝委員（社団法人蔵前工業会理事長）
長尾 真委員（京都大学総長）
西野善雄委員（大田区長）
廣中平祐委員（山口大学長）



（左から）大見委員、金子委員、田中副会長



（左から）遠山会長、千野委員、長尾委員

3 第1回運営諮問会議について

第1回東京工業大学運営諮問会議は、平成12年7月5日（水）、東京工業大学事務局1号館3階学長会議室において開催されました。

審議概要は次のとおりです。

○ 学長挨拶、会長、副会長選出

・会長並びに副会長が選出されるまでの間、事務局長

が司会・進行を行い、学長から本会議開催に当たっての挨拶があり、引き続き、事務局長から委員の紹介並びに大学側列席者の紹介がありました。

・委員の互選により、会長に遠山敦子委員（国立西洋美術館長）、副会長に田中郁三委員（学校法人根津育英会理事長・武蔵学園長）が選出されました。



遠山会長



田中副会長

○ 東京工業大学の現状と課題についての説明

- ・大学側から、「東京工業大学の現状と課題」について、学長から総括的説明があり、森泉副学長（教育担当）から教育関係について、相澤副学長（研究担当）から研究関係についてそれぞれ説明を行いました。



（左から）渡邊事務局長、内藤学長、森泉副学長、相澤副学長

○ 運営諮問会議委員からの意見

【学部の在り方について】

- 各大学において教養部が廃止され、基礎教育が徹底しなくなったため、現在いろいろな問題が生じている。教養教育は専門教育とは異なり、幅広いものの見方・考え方を持たせるのに有効であり、重要な問題である。

- 現在の企業では、人材育成を行う余裕はなくなっている。大学において基礎教育を含めてある程度の即戦力を持った人材を育成して欲しい。
- 学生の学問・研究に取り組む姿勢に問題がある。講義に対する姿勢はその一典型であり、企業では競争意識を持たせる教育を徹底している。



【大学院の在り方について】

- 企業においても大学院修了者を高く評価しているが、特定分野における専門家ではなく、応用力のある人間を必要としている。
- 大学院重点化に伴い、学部教育を縮小し、学部レベルの教育を他大学に任せるような考えがあるとしたら、これは学部の旧教養部化につながる事となり、そのようなことは大学の姿勢としてふさわしくない。
- 重点化された大学院において、修士課程は定員を十分に充足しているにもかかわらず博士課程は定員割れを起こしている状況はゆゆしき現象であると思う。「就職に魅力がない」、「初任給等の待遇問題」等にその要因を求めているように思われるが、これを解消するには、魅力ある研究体制の確立、奨学金の充実等といった魅力ある大学院を作り上げる努力が必要である。
- 定員割れを起こしていても、全体のレベル低下を招くような無理な充足は避けた方がよい。
- 大学院は専門性が高いことは結構であるが、それしか視野に入っていない学生が多いことが問題である。先端的な研究を行い博士号を取り、かつ、もう少し幅の広い領域で先端的な世界の状況をきちっと知るといふ教育も必要である。

【大学と附属高等学校との関わりについて】

- 附属高校の生徒全員を大学へ入学させ、高校入学時から大学までの教育を行うというアイデアは才能豊かな特徴のある学生を教育するという意味で大変結構なことと思う。引き続き検討していただきたい。
- 附属高校の活用として、高大一貫という考え方もあるかと思うが、一種のエリート養成教育を行うことには問題がある。確かに、関門をどこに設定するかは難問であるが、基本的には高校と大学とはやはり分けて教育すべきと考える。「一生努力する」という姿勢が大事である。
- 21世紀を目指して、エリート集団を育成する必要がある。その手段の一つとして附属高校の活用があってもよいと思う。
- 競争のための競争にエネルギーを費やされてしまわないようにすべきであると思う。

【四大学連合について】

- 大学が連携して講義の相互乗入れ等を展開すれば、それぞれの大学が専門別に特化し、それぞれの専門分野にかなりの数の教官を集めた世界を凌駕する強力な研究開発拠点を創ることが可能となり、大学が社会の期待に応える道が開けると思う。現時点の連合は学際分野において期待すべきものがあると思われる。さらに発展させてもっと多くの大学の参加も視野に入れて検討されてはどうか。

【広報活動について】

- 特定の研究科では博士課程の定員充足率が倍以上を示しているところもあるが、全体でいえば博士課程は定員を十分に充足していない。これは広報が不足するのであろう。大学が関東ブロックという地域でローカル化しているように感じられる。大学の教官がある種のオピニオンリーダーになる必要がある。
- 優秀な先生が優秀な研究をやり優秀な成果を上げているということだけでも学生は集まると思う。このようなことの広報が重要である。広報センターを設置したということなのでこれをうまく活用されたらよい。

【総括】

- 大学がより个性的である必要が叫ばれる中、東工大は個性化しやすい環境にあると思う。中期計画・目標を立て、実現に向け努力して欲しい。
- 東工大には、教育もおろそかにすることなく世界水準の研究の実現を期待したい。
- 国際的な水準の教育方法として、例えば、今後大学における講義はすべて英語で行うくらいのことを目指し、世界的研究者による世界的教育を実現して欲しい。
- IT革命が進行中であるが、東工大は日本のシンクタンクであり、次に何が来るのか示すことが出来るパイオニア的の大学であって欲しい。
- 附属高校の問題については、独立行政法人化を契機に附属高校が単なる入試のための技術を磨くための存在から脱皮し、おおらかな人格、スポーツ・芸術を学ぶような3年間を送れる試みが出来ればよいと考える。



(総務部総務課)

○東京工業大学運営諮問会議規則

（平成11年11月5日）
制 定

（趣旨）

第1条 この規則は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第7条の2及び東京工業大学学則第10条第2項の規定に基づき、東京工業大学運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）の組織及び運営の方法について定めるものとする。

（任務）

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- 一 東京工業大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項
- 三 その他本学の運営に関する重要事項

（組織）

第3条 諮問会議は、本学の職員以外の者で次に掲げる者のうちから選任された10人以内の委員で組織する。

- 一 本学の卒業生
- 二 大学その他の教育研究機関の職員
- 三 産業・経済界の関係者
- 四 本学の所在する地域の関係者
- 五 その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者

（委員候補者の選考）

第4条 前条に定める委員の候補者は、学長が選考する。

（任期）

第5条 諮問会議の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 諮問会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、諮問会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（運営）

第7条 諮問会議は、会長が招集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 諮問会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（本学職員の出席）

第8条 諮問会議は、必要に応じ、本学の職員の出席を求めることができる。

（説明の要求等）

第9条 諮問会議は、本学の職員に対し、説明、意見の開陳又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 諮問会議の庶務は、本学総務部総務課において処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、諮問会議が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。